

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「切磋琢磨して、斬新なアイデアを提供できる企業人となり、良品廉価を持って顧客に奉仕し、万人の食生活をますます豊かにすることに貢献する」ことを経営理念とし、その理念のもとに成長、発展していくことを目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの体制充実を大前提とし、経営の監視体制の強化と透明性を高めることに務め、公正な経営を実現することが重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】株主総会における権利行使

当社の株主構成を勘案した上で、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた招集通知の英訳が必要と認識しております。なお、2021年3月末の国内外の機関投資家の比率や対応に必要な諸条件等を総合的に勘案し、議決権電子行使の環境や招集通知の英訳は不要であると現時点では判断しております。

【補充原則3-1-2】情報開示の充実

当社の株主構成を勘案した上での英語による情報の開示・提供は必要と認識しております。なお、2021年3月末の海外株主の比率や対応に必要な諸条件等を総合的に勘案し、現時点では不要であると判断しております。

【補充原則4-1-3】取締役会の役割・責務(1)

当社は、取締役の定年を定めており、取締役社長は70歳、専務取締役は65歳、常務取締役は64歳としております。最高経営責任者等の後継者については、独立社外取締役及び監査役を含めた取締役会で検討を行い、透明性・公平性の高い後継者の指名体制を整えております。今後必要に応じて適宜、後継者育成計画の立案について検討してまいります。

【補充原則4-2-1】取締役会の役割・責務(2)

現在、取締役の報酬については、短期及び中長期的業績と企業価値向上への貢献意欲を高めること等を勘案し決定しております。中長期的な業績と連動する報酬の割合や、自社株報酬はまだ導入していませんが、現金報酬と自社株報酬との割合の設定につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-10-1】任意の仕組みの活用

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。取締役会の過半数に達していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会等で意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。任意の独立した諮問委員会は設置していませんが、現時点では、取締役会において、独立社外取締役から適切な関与・助言を得られていると考えております。

【補充原則4-11-3】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりません。結果の概要の開示も含め、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や営業推進、円滑な資金調達などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点で検証を行った上で保有しております。なお、政策保有株式については、取締役会において、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との安定的な関係の構築や営業推進等の観点からの保有効果について個別に検証を行い、継続して保有する必要があると判断した株式の売却を進めるなど、縮減に努めております。

また、政策保有株式の議決権行使にあたっては、当該企業ならびに当社の中長期的な企業価値向上の観点から個別に精査した上で総合的に判断し行っております。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、役員等の関連当事者間の取引については、取締役会規程において取締役会の承認事項として定め、取締役会が個別取引に係る承認を通じて監視を行っております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当部署が運用機関に対するモニタリングなどの適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を持った人材を配置しております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 本報告書及び当社ホームページ(<https://www.nakanishi.co.jp/corporate/message.html>)にて開示しております。

(2) 本報告書にて開示しております。

(3) 取締役の報酬については、その報酬限度額を、1994年4月1日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

また、当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等内容にかかる決定方針等を下記のa.からc.のとおり、決議し

ております。

なお、業績連動報酬の対象者におきましては、営業利益の実績値を基準に、役職ごとに7段階に予め用意された報酬額のテーブルによって自動的に算定されております。営業利益を基準にした理由は、営業活動の成果を直接に反映し、各対象者のインセンティブとして機能しやすい指標であるためであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役社長、専務取締役、常務取締役及びその他業務執行取締役の報酬は、業績連動報酬とし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬を支払うこととする。なお、報酬は、決定額を月額換算して毎月支払うこととし、賞与支給は行わない。

b. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

取締役社長、専務取締役、常務取締役及びその他業務執行取締役は、業績(営業利益)等を基準に7段階で評価する。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

上記の方針に基づき、個人別の報酬等の額については、代表取締役社長の中西一真氏が、その具体的内容の決定権の委任を受けるものとする。

なお、委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当分野の評価を上記の方針の基準に従って決定するのに適しているからである。

(4) 取締役・監査役候補の指名にあたっては、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの人格及び見識等を十分考慮の上、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としております。また、取締役の選解任と指名は、社外取締役を含む取締役会で十分に審議したうえで決定し、監査役候補の指名は、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定しております。

(5) 取締役候補者及び監査役候補者等の選解任理由及び経歴を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務(1)

当社の取締役会は、定款及び法令の定めるもののほか、取締役会において決議する事項を取締役会規程において定めております。それ以外の業務執行の決定については、経営陣(執行役員を含む)に委任し、その内容は組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等において明確に定めております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外取締役の独立性の判断については、東京証券取引所が定める基準を採用しつつ、対象者の経歴・見識・人格を考慮し、取締役会を活性化し建設的な議論に貢献できる人物を候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は、取締役6名(うち独立社外取締役2名)で構成し、そのうち1名は女性取締役です。また、それぞれの取締役は、各事業分野に精通しており、独立社外取締役も含め、知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を意識した構成となるよう配慮しております。

【補充原則4-11-2】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社は、社外取締役・社外監査役を含め取締役・監査役の重要な兼職状況を株主総会招集通知及び有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。また、社内取締役・社内監査役については、他社の役員を兼任しておらず、業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニング

当社は、取締役・監査役に対しては、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の取得等を目的として、外部セミナー、顧問弁護士による研修、外部団体への加入及び人的ネットワーク(異業種交流)への参加を推奨するとともに、その費用については、取締役・監査役の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しております。なお、新任の取締役・監査役に対しては、上記に加え、就任の際、当社の関連資料等を提供し、その内容を常勤監査役、管理部及び経営企画室が説明しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、取締役社長直轄部門の経営企画室をIR担当部門とし、株主や投資家に対しては適宜電話対応、個別面談、スモールミーティング等を実施しております。その際、建設的な対話が実現するよう、経営企画室は、経理課、総務課等のIR活動に関連する部署と日常的に連携を図っております。また、対話の際は、内部情報等管理規程を順守する等、インサイダー情報管理に留意しております。なお、対話において把握された意見・懸念については、本部長会等へ報告を行い、取締役との情報共有を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	586,000	9.29
中西 一真	550,900	8.74
中西製作所取引先持株会	489,500	7.76
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	400,000	6.34
中西昭夫	326,000	5.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	306,700	4.86
株式会社みずほ銀行	301,000	4.77
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	250,000	3.96
中西製作所従業員持株会	201,484	3.19
フクシマガリレイ株主総会	185,000	2.93

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

2021年1月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が2021年1月14日現在で948,100株(15.03%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辻井一成	弁護士											
長昌ルミ	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻井一成	○	——	弁護士として企業法務に精通しており、その経験を活かした専門的、客観的な知見を持ち、また、上記のaからkのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を選任しております。
長昌ルミ	○	——	社会福祉法人隆生福祉会等の経営に長年にわたって携われ、会社経営に精通しており、また、上記のaからkのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を実施しております。また、内部監査部門から監査結果等について、定期的あるいは必要に応じて随時報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
権藤健一	弁護士													
横林史郎	税理士													
森蔵	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
権藤健一	○	――	弁護士という専門性を活かし、特に企業法務面の監査機能強化のため。
横林史郎	○	――	税理士という専門性を活かし、特に会計面の監査機能強化のため。
森蔵		当社の主要取引金融機関である株式会社みずほ銀行の出身者であります。現在は同行の業務執行者ではありません。同行と当社の取引への影響力はなく、また、個人的な利害関係を有するものでもありません。	経営監視機能の客観性および中立性の確保のため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役社長、専務取締役、常務取締役及びその他業務執行取締役の報酬は、業績連動報酬とし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬を支払うこととしております。業績連動報酬の対象者におきましては、営業利益の実績値を基準に、役職ごとに7段階に予め用意された報酬額のテーブルによって自動的に算定されております。営業利益を基準にした理由は、営業活動の成果を直接に反映し、各対象者のインセンティブとして機能しやすい指標であるためであります。なお、報酬は、決定額を月額換算して毎月支払うこととし、賞与支給は行っておりません。今後も、より当社の業績向上に繋がる制度となるよう検討を重ねてまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書の第一部「企業情報」第4「提出会社の状況」4「コーポレート・ガバナンスの状況等」において、役員報酬の内容を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【原則3-1】(3)をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会への招集の連絡および資料の事前配布等は、経営企画室が担当し、適時適正にサポートする体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役5名で構成しており、その場で重要事項は全て付議され、業績の進捗についても議論し、対策を都度検討しております。なお、取締役5名のうち、社外取締役(非常勤)は2名であります。

また、当社は、監査役制度を採用しております。監査役の総数は4名で社外監査役(非常勤)が3名、社内監査役(常勤)が1名となっており、監査役会を設置しております。監査役は、非常勤監査役も含めて取締役会に出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっております。

なお、監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、当社の使用人を監査役補助者として指名することができる体制となっております。

当社の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であり、その監査業務に取締役及び使用人は全面的に協力する体制となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する取締役会と、取締役の職務の執行を監査する監査役・監査役会による現状の企業統治体制が最適であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、株主総会関連資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は経営企画室であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「行動規範」の中に記載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において、経営理念、経営方針に基づき内部統制システムの基本方針について決定いたしております。内容については、次のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の基本方針に則った「行動規範」を策定し、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底し、内部監査室がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

監査役および内部監査室は連携しコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、文書または電磁的媒体に記録し保存する。

監査役は取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを体系的に管理するため、「与信管理規程」等のリスクに対する関連諸規程に基づき、内部監査室が全社的なリスクを総括して管理する。

内部監査室は監査役と連携をとりながら各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、各部門取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。各部門取締役は、取締役会および本部長会において定期的に報告し、施策および効率的な業務の執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。また、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や法令ならびに定款に違反する行為を認知した場合、直ちに監査役に報告するものとする。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定の手順や業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務の執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。

また、監査役はその独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と密接な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

なお、監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還等の請求を行った時は、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務の処理を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決いたします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・総務課を対応統括部署とし、反社会的勢力と関係を遮断するために組織として対応しております。
- ・警察や弁護士等、外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、適切な指示を仰ぎ対応しております。
- ・対応統括部署が中心となり社内への啓発活動および指導を行っております。
- ・不当要求行為への対応マニュアルの整備と社内への支援・指導を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者にとって重要である決定事項・決算情報および発生事項(リスク情報を含む)に関する会社情報につきましては、適時適切に開示することを基本姿勢としております。

重要な決定事項、決算情報については、管理部および経営企画室が集約した情報を、情報取扱責任者が、取締役社長に報告後、取締役会の承認を受け、速やかに開示を行います。

重要な発生事項(リスク情報を含む)については、管理部が各部署の責任者からの情報を集約し、情報取扱責任者が、取締役社長に報告して承認を受け、速やかに開示を行います。(後日、取締役会で報告を行います。)

